

Action Plan of Japan

1. 漁獲物検査

(1) 日本漁船が漁獲したミナミマグロ

日本は、ミナミマグロの陸揚げに際し、国内の8つの港を指定し、外地港を含むそれ以外の港での陸揚げを禁止した。日本は、指定港において、2006年4月1日より、政府職員による100%の陸揚げ検査を実施している。2008年の実績は161件であった。

加えて、日本は、築地市場で販売される日本漁船が漁獲したミナミマグロのタグ情報を毎月収集している。

日本は、2010年1月1日より、CCSBT漁獲証明制度をスタートさせた。2009年12月31日以前に漁獲されたミナミマグロに対しても、日本は、漁業者に対し、最も実行可能な方法でCCSBT CDS文書の完成を義務付けた。

最後に、日本は、漁業者に対し、ミナミマグロを採捕した日にはRTMP報告をファクシミリにより日本政府へ送信することを義務付けた。これに加え、10日毎に、混獲物の報告を日本政府に行うことを義務付けた。

(2) 輸入されたミナミマグロ

日本は、輸入されたミナミマグロに対し、当該ミナミマグロがCCSBTの保存管理措置に基づき適切に漁獲されたものであることを確認するため、2010年1月1日より、輸入業者に対し、輸入時にタグ番号、体長、体重等の情報の日本政府への報告を義務付けた。また、マグロの種類・漁獲海域を偽った輸入を防止するため、日本は、DNA検査も抽出して実施している。輸入申告と異なる結果が確認された場合、日本は、事実関係を確認の上、関係国及び関係地域漁業管理機関に報告する。

2. 科学オブザーバー

日本は、2008年に5名の科学オブザーバーを6隻の商業延縄漁船へ派遣した。4-9海区での調査カバー率は、隻数で4.8%、使用釣鉤数で4.3%、ミナミマグロ漁獲尾数で2.4%であった。

日本は、2009年に7名の科学オブザーバーを7隻の商業延縄漁船へ派遣した。4-9海区での調査カバー率は、暫定値で、隻数で7.4%、使用釣鉤数で7.0%、ミナミマグロ漁獲尾数で4.6%であった。

これを受け、2010年は12名の科学オブザーバーを12隻の商業延縄漁船へ派遣し、漁獲努力量の10%のカバーを目指すこととした。

3. 寄港国によるミナミマグロ転載の検査

日本は、外地におけるミナミマグロの運搬船への転載に際し、15の港を指定し、2010年3月26日より、それ以外の外地港での転載を禁じた。

日本は、また、寄港国によるミナミマグロの効果的な検査に必要な関連情報をミナミマグロの合法的な商業取引を阻害しないやり方で共有するため、港を指定した国との間で意見交換を開始した。

(了)